

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 漁業規則の変更について認可した件 五七
- 県営土地改良事業計画を変更した件 五七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 五七
- 道路の区域を変更する件三件 五七
- 道路の供用を開始する件三件 五九

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 五九
- 一般競争入札を行う件 五〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 五三

正 誤

- 平成二十六年十二月二日付け号外第六十三号中 五四

告 示

福島県告示第七百十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、夏井川漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十六年十一月二十八日次のとおり認可した。

平成二十六年十二月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
夏井川漁業協同組合 いわき市好間町下好間字渋井百三十一番地の三
- 二 漁業権の免許番号 内共第九号（夏井川）
- 三 変更の内容
第三条第三項中「どぶ釣」を「五〇〇メートルの区間並びに好間川の町田橋より上

流は、友釣、どぶ釣」に改めた。

- 四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十六年十一月二十八日
- 五 経過措置

変更後の夏井川漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則の規定は、この告示の施行の日以後の遊漁の承認について適用し、同日前に遊漁を承認されたものについては、変更前の夏井川漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則（以下「変更前の規則」という。）第三条第三項中「どぶ釣」を「友釣、どぶ釣」と読み替えて変更前の規則を適用する。

（水 産 課）

福島県告示第七百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大槻地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十六年十二月八日から
月二十八日まで（二十一日間）
- 三 縦覧の場所
田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十二月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西白河郡西郷村大字鶴生字由井ヶ原二〇八、二一一、二二二の一、二二八の一、二二二の一、二二三の三、二四五、二五五、二六一、二八六、二九四、二九五、三〇二、三〇三、三一二、三二二、三三三、三三三、三三三、三三七、三三三、三四四の一、三四四の二、三四五、三四八、三五一の一から三五一の三まで、三五四の一から三五四の三まで、三六〇の一から三六〇の三まで、三六六、三六九、三七五、三七九、三八〇、三八六、三八七、三九八、四〇八、四一四、四一九、四一九、四三四、四四九、五〇〇、五〇三、五〇五、五〇九、五一一、大字真船字芝原二九の九
- 二 保安林として指定された目的

風害の防備
 三 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西郷村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)
 (森林保全課)

福島県告示第七百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県相双建設事務所平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供
 する。
 平成二十六年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一三号	相馬郡新地町駒ヶ嶺字 山神二一番一地从先 同 郡同 町駒ヶ嶺字 桜下三七番一地从先 同 郡同 町駒ヶ嶺字 鴻ノ巣二〇番一地从先 ら	変更前	A 一六・二 B 二四・五	二〇一・一
		変更後	A 一六・二 B 二四・五	二〇一・一
同 郡同 町駒ヶ嶺字 桜下二五番一地从先 まで	同 郡同 町駒ヶ嶺字 桜下二五番一地从先 まで	変更前	B 九・七 七八・六	三九四・七
		変更後	B 九・七 七八・六	三九四・七

(道路計画課)

福島県告示第七百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついで道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県相双建設事務所平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供
 する。
 平成二十六年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	双葉郡浪江町大字室原 字堀知木一番二地从先 ら	変更前	A 一一・〇 B 六六・〇	五六五・〇
		変更後	A 一一・〇 B 一五・〇 三六・〇	二九三・七
同 郡同 町大字室原 字八龍内三六番一地从 先 まで	同 郡同 町大字室原 字八龍内一五九番一地 先 から	変更前	A 一一・〇 B 一五・〇 三六・〇	五六五・〇
		変更後	A 一一・〇 B 一五・〇 三六・〇	二九三・七

(道路計画課)

福島県告示第七百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
 課及び福島県いわき建設事務所平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供す
 る。
 平成二十六年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜港線	いわき市小名浜字辰巳 町二六番一地从先 から	変更前	A 一四・九 B 二二・四	五三八・四

同 市小名浜字定西 二九六番一地从先まで	変更後		
いわき市小名浜字辰巳 町二六番一地从先から	A 一七・三丁 三三・九	五五五・四	
同 市小名浜字定西 二九八番地先まで	B 二九・三丁 四九・九	一六五・三	
同 市小名浜字辰巳 町四七番二地从先から			
同 市小名浜字辰巳 町三八番一〇地从先まで			

(道路計画課)

福島県告示第七百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 一般国道一一三号	供 用 開 始 の 区 間 相馬郡新地町駒ヶ嶺字山神二一 番一地从先から 同 郡同 町駒ヶ嶺字桜下三七番 一地从先まで 同 郡同 町駒ヶ嶺字鴻ノ巣二〇 番一地从先から 同 郡同 町駒ヶ嶺字桜下二五番 一地从先まで	供 用 開 始 の 期 日 平成二六年二月六日
-------------------	--	----------------------------

(道路計画課)

福島県告示第七百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月五日

路 線 名 一般国道一一四号	供 用 開 始 の 区 間 双葉郡浪江町大字室原字堀知木一 番二地从先から 同 郡同 町大字室原字八龍内三 六番一地从先まで 同 郡同 町大字室原字八龍内一 五九番一地从先から 同 郡同 町大字室原字八龍内二 二番七地从先まで	供 用 開 始 の 期 日 平成二六年二月六日
-------------------	---	----------------------------

(道路計画課)

福島県告示第七百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 一般国道一一四号	供 用 開 始 の 区 間 双葉郡浪江町大字権現堂字蛭子一 七番一地从先から 同 郡同 町大字権現堂字町場五 四番二地从先まで	供 用 開 始 の 期 日 平成二六年二月六日
-------------------	---	----------------------------

(道路計画課)

公 告

公告第三百三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十六年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月十七日
- 二 名称
NPO法人シエルバ
- 三 代表者の氏名
古市 貴之
- 四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡楢葉町大字下小埜字風呂内二十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に双葉郡の障がいのある方に対し、避難生活の長期化と自宅への帰還を望む方が多く存在する背景の中で、帰還準備・帰還後の生活において、地域に不足している「障がいのある方の地域生活を支える拠点づくり」を目指し、本人と家族らが安心して暮らし、働き、将来の生活に少しでも希望を見出しただけをいう社会資源を整備し、福祉の増進を図る事業を行い、地域社会の構築に寄与することを目的とします。

(文化振興課)

公告第339号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける医療機器開発・安全性評価センター（仮称）整備（建築）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年12月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする工事の件名及び数量 医療機器開発・安全性評価センター（仮称）整備（建築）工事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成28年9月30日まで
- (4) 工事場所 福島県郡山市富田町字若宮前地内及び同市富田町字満水田地内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の全てが(ア)から(キ)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(ク)に掲げる条件を満足している者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限

措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

- (ウ) 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事業の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (オ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、建築一式工事業の総合評定値が800点以上であること。
- (カ) 建設工事において、過去15年以内に延べ床面積1,500㎡以上又は地上3階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新営工事（新築、改築及び増築を含む。以下同じ。）を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績（工事部分を対象とし、増築の場合は、増加した部分を対象とする。以下「施工実績」という。）を有する者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。
- (キ) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- (ク) この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事業の総合評定値が1,000点以上であること。

イ 構成員は、2者又は3者であること。

ウ 自主結成であること。

エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。

カ 本工事の施工計画が適切である者であること。

- (2) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア (1)のアの(7)から(イ)まで及び(カ)から(ク)まで並びにカに掲げる資格要件を全て満足する者であること。

イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(オ)から(ク)まで、イからエまで並びにカに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(カ)から(ク)まで並びにカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年12月19日（金）午後5時まで次に次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部産業創出課医療関連産業集積推進室

電話024-521-8568

- 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成26年12月5日（金）から平成27年1月27日（火）まで（土曜日、日曜日、平成26年12月23日、同月29日から平成27年1月2日まで及び同月12日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

- 5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成27年1月28日(水)午後1時30分
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎10階商工総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年1月27日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 契約の成立
- 本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。
- ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しない。
- なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 11 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、契約内容に適合した履行に関する調査(低入札価格調査)を実施した結果、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 本工事は、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。
営繕費(共通仮設費における仮設建物費)：労働者送迎費、宿舍費及び借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤費等に要する費用、福利厚生等に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用、安全及び衛生に要する費用、研修訓練等に要

